

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示
○民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件の一部を改正する件

告示

福島県告示第七百八十号

民生委員が民生委員協議会を組織する区域を定めた件（昭和四十一年福島県告示第五百七十号）を次のように改正し、令和七年十二月一日から施行する。

令和七年十一月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

表須賀川市の部第一方面民生委員協議会の区域の項及び同部第二方面民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第一方面民生委員協議会の区域

六軒、大町、本町、八幡町、馬町、古屋敷、旭町、南上町、東町、中町、加治町、池上町、宮先町、諏訪町、弘法坦、上北町、守谷館、緑町、芦田塚、丸田町、愛宕山、朝日田、岩瀬森、稲荷町、岩作、一里坦、北町、北上町、崩免、境免、栗谷沢、栄町、五月雨、桜岡、上人坦、新田、千日堂、大黒町、高久田境、長緑町、塚田、寺田、中山、中宿、中曾根、仲の町、並木町、広表、八幡山、花岡、東作、古河、古館、牡丹園、前川、妙見、南町、山寺道、六郎兵衛、和田道、台、和田（字立石、字柏崎、字作の内、字中地西及び字弥六内に限る。）、館取町及び茶畑町

第二方面民生委員協議会の区域

和田（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、浜尾及び前田川表須賀川市の部第四方面民生委員協議会の区域の項及び同部第五方面民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第四方面民生委員協議会の区域

西川、袋田、森宿、越久、大桑原、吉美根、岩崎、牛袋町、大袋町、岡東町、影沼町、坂の上町、陣馬町、新町、西川町、西田町、西の内町、日向町、堀底町、芹沢町、横山町、下宿町、山寺町、北山寺町、西山寺町、池ノ下町及び山寺道

第五方面民生委員協議会の区域

塩田、小倉、堤、江持、あおば町及び上小山田字東山

表須賀川市の部第七方面民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第七方面民生委員協議会の区域

虹の台、小作田、市野関、日照田、田中、下小山田、上小山田（第五方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、大栗、狸森及び雨田

表会津若松市の部第一方面民生委員協議会の区域の項中「並びに馬場町」を「馬場町」に改め、同項中「三十六号まで」の下に「並びに山見二丁目のうち一番地」を加え、同部第四方面民生委員協議会の区域の項中「扇町のうち二百一番地及び二百二十八番地、白虎町のうち一番地から九十番地まで及び百九十番地から二百三十番地まで」を「白虎町、白虎一丁目のうち一番地、白虎三丁目のうち一番地の一から二十五まで、二番地並びに三番地の一から五まで及び七、扇町一丁目のうち一番地」に改め、同部第六方面民生委員協議会の区域の項中「飯寺字村西二十四番地」を「（百四十四番地から百五十二番地までを除く。）」に改め、同項中「十一号まで」の下に「飯寺南一丁目のうち一番十号及び五番一号」を加える。

表会津若松市の部第十方面民生委員協議会の区域の項を次のように改める。

第十方面民生委員協議会の区域

一箕町、中島町、滝沢町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、蚕養町（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、山見二丁目（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、山見二丁目、白虎一丁目（第四方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、白虎二丁目、白虎三丁目（第四方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、白虎四丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、扇町一丁目（第四方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、白虎四丁目、藤原二丁目、扇町二丁目、扇町三丁目、亀賀一丁目、亀賀二丁目、山見町、居合町、堤町、鶴賀町、八角町十三番三十八号、飯盛一丁目、飯盛二丁目（第一方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯盛三丁目、大塚一丁目、大塚二丁目、北滝沢一丁目、北滝沢二丁目、松長一丁目、松長二丁目、松長三丁目、松長四丁目、松長五丁目及び松長六丁目表会津若松市の部第十三方面民生委員協議会の区域の項中「三十九号まで」の下に「飯寺南一丁目（第六方面民生委員協議会に所属する区域を除く。）、飯寺南二丁目、飯寺南三丁目、飯寺南四丁目」を加える。

（社会福祉課）